

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名 鷺見 英司
学位 博士（経済学）
学位記番号 新大博（経）第4号
学位授与の日付 令和2年9月23日
学位授与の要件 学位規則第3条第4項該当
博士論文名 地方財政の効率性に関する実証研究

論文審査委員
主査教授 澤村 明
副査教授 宍戸 邦久
副査准教授 根岸 睦人
副査 関西学院大学 教授 長峯 純一

博士論文の要旨

本論文は、地方財政における効率性の実証、特に地方財政健全化法と地方交付税制度という地方財政制度が地方自治体に効率化を促すインセンティブを有しているか否かを経済学的、計量経済学的に検証することを目的としている。構成は以下の通りである。

第1章は本論文の目的と構成を概説する。

第2章では、地方政府（地方財政）の効率性に関する経済学的研究を整理したうえで、本研究の地方財政研究上の位置づけを明確にする。具体的には、2-1節では、まず、本稿で扱う費用非効率性の経済学的概念を明らかにする。ついで確率費用フロンティアモデルと費用効率性の推計方法について説明する。2-2節では、政治間補助金制度と地方政府の非効率性、政治的要因と地方政府の非効率性の2つの観点から、地方政府の効率性に関する国内外の先行研究について説明する。2-3節では、旧再建法と健全化法の下での地方自治体の財政運営に関する先行研究を明らかにする。最後に、2-4節では、本研究の地方財政研究上の位置づけを明確にする。

第3章では、健全化法と地方財政の効率性について扱う。具体的には、3-2節では、旧再建法下での再建制度が抱えていた問題点と健全化法との違いを明らかにする。3-3節では、健全化判断比率でみた2007～18年度の地方財政の状況から、財政の健全化が進んできたことを明らかにする。3-4節では、健全化法下で、健全化判断比率が悪化した自治体ほど、地方公共サービス供給の効率性を改善させたかどうかを確率費用フロンティア分析によって検証する。

第4章と第5章では、地方交付税制度の財政規律弛緩効果に関するこれまでの研究を発展させる。

第4章では、地方交付税制度の合併算定替と地方財政の効率性について扱う。4-2節では、合併算定替の制度を説明するとともに、合併自治体にとって合併算定替によって増加した地方交付税がどの程度の規模であったのかを明らかにする。4-3節では、合併算定替によって増加した普通交付税が合併市町村の財政規律を弛緩させたかどうかを確率費用フロンティア分析によって検証する。

第5章では、地方交付税制度の財政規律弛緩効果をストック面から捉えた分析として、地方自治体の債務負担と地方財政の効率性について扱う。5-2節では、健全化法によって導入された将来負担比率がゼロ以下になった市区町村の割合が拡大していることを明らかにすると共に、将来負担比率の算定式の債務項目を見ることで、都市自治体の債務負担の構造（どの主体が負担するのか）を明らかにする。5-3節では、国負担等に依存する割合が大きい自治体が、財政規律を弛緩させたかどうかを確率費用フロンティア分析によって検証する。

第6章と第7章では、やや視座を変え、政治的要因と地方財政の効率性の関係を扱う。

第6章では、地方自治体の首長選挙における無投票当選の決定要因を分析する。6-2節では、過去24年間の地方自治体の首長選挙における無投票当選の実態を明らかにする。6-3節では、都市自治体を対象として市区長の無投票当選の発生要因をマルチレベルロジット分析によって検証する。

第7章では、政治的要因が地方財政の効率性に与える影響を分析する。7-2節では、市長選挙における投票・無投票の割合と得票率、当選回数、市長の支持基盤や経歴の実態を明らかにする。7-3節では、無競争状態ともいえる無投票当選を含む市区長選挙の結果や市長の属性等が地方財政の効率性に与えた影響を確率費用フロンティア分析によって検証する。

最後に、第8章では本研究のまとめ、政策的含意及び残された課題を挙げる。

審査結果の要旨

本論文は、地方財政における効率性の実証、特に地方財政健全化法と地方交付税制度という地方財政制度が地方自治体に効率化を促すインセンティブを有しているか否かを経済学的、計量経済学的に検証することを目的としている。地方財政の非効率性に関する研究は、海外では多様な蓄積が見られるが、日本国内では地方交付税が自治体の財政規律を弛緩させるという研究が中心であり、蓄積は少ない。本論文は以下の5点で、日本の地方財政研究に貢献したといえる。

1) 地方公共サービス水準の構築

地方自治体の費用関数を推計するためには、地方の公共サービス産出量に関するデータが必要であるが、存在しない。本論文では産出量の代理変数として独自の公共サービス水準を、パネルデータとして構築することで、先行研究よりも信頼度の高い推計を得た。

2) 地方財政における非効率の規模

上記のパネルデータの公共サービス水準を構築したことで、地方財政における非効率の規模を包括的かつ正確に把握できるようにした。

3) 地方財政健全化法と地方財政の効率性

地方財政健全化法による自治体の健全化についての先行研究は、財政状況が悪化した自治体の健全化を取り上げており、効率性の改善を伴ったかは検証されていなかった。本論では、パネルデータを用いて効率性が有意に確立したとはいえないことを確認した。

4) 地方交付税制度の財政規律の弛緩効果

本論文では地方交付税制度について、合併算定替が非効率を助長する面があること、国が地方自治体の将来債務を負担することを制度的に担保していることが財政弛緩につながっていることを示した。

5) 政治的要因と地方財政の効率性

首長選挙と地方財政の関係についての経済学的分析は、これまで日本国内でほとんど手掛けられておらず、本論文では効率性との関係をいくつか実証した。

以上のように、本論文は地方財政における効率性を、統計データを構築して実証的に分析したものであり、序論と結論に相当する2章を除いた全6章のうち4章は、国内学会の査読を経て採択された論文を修正加筆している。今日の日本において、持続可能な地方財政を確保していくには、地方財政の効率化が一層求められている。地方財政制度、特に地方財政健全化法や地方交付税制度が地方自治体に効率化を自律的にもたらすものであるかどうかを検証した本論は、日本の地方財政研究、ひいては経済学界に大きな貢献をもたらしているだけでなく、政策的にも大きな意義がある。また公共サービス水準の精緻な指標化への挑戦も高く評価された。

ただし公共サービスの最適水準は住民の評価によるべきではないかという指摘、本論文でいう「効率性」がやや独特な意味合いを持たせているところなど、いくつか改善すべき点についてのコメントもあった。とはいえ、本論文の学術的価値を損ねるものとはいえない。

よって本審査委員会では、博士（経済学）を授与するに値するものと判断した。